

## 品川区休日柔道整復施術事業実施要綱

制定 平成12年3月 区長決定 要綱第65号

改正 平成27年4月 健康推進部長決定 要綱第518号

改正 平成31年3月29日 要綱第90号

改正 令和2年4月1日 要綱第46号

### (目的)

第1条 この要綱は、東京都柔道整復師会品川支部の協力を得て、休日における応急患者に対する施術事業（以下「休日柔道整復施術事業」という。）の実施について必要な事項を定めることにより、休日における区民の健康を守ることを目的とする。

### (用語の意義)

第2条 この要綱において、「休日」とは次の各号に掲げる日をいう。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する国民の祝日および休日
- (3) 12月29日から同月31日までおよび1月1日から同月4日まで（以下「年末年始」という。）

### (休日柔道整復施術施設)

第3条 外来患者の応急治療を行うため休日柔道整復施術施設を品川地区・荏原地区に各1施設設置する。

2 休日柔道整復施術施設は、東京都柔道整復師会品川支部との委託契約に基づき指定される柔道整復施術所（以下「指定施術所」という。）とする。

### (施術時間)

第4条 施術時間は、午前9時から午後5時までとする。

### (施術態勢)

第5条 原則として、1施術所に柔道整復師1人を配置し、これを1施術単位とする。

### (施術費等)

第6条 施術料は、当該指定施術所の収入とする。

2 休日柔道整復施術を受ける者は、健康保険等を利用する場合には、被保険者証等を当該指定施術所に提出しなければならない。

3 保険証の提示がない場合は、慣行料金とする。

(柔道接骨師会への委託)

第7条 休日柔道整復施術事業は、別に締結する契約により東京都柔道整復師会品川支部に委託する。

(委託料の算定基準)

第8条 委託料の算定基準は、1休日1施術単位とする。

2 年末年始およびゴールデンウィーク（5月3日から5日までをいう。）における委託料は、特別加算をする。

(広報)

第9条 区は、東京都柔道整復師会品川支部と連携のうえ指定施術所名等について周知を図るものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、休日柔道整復施術事業の実施については、東京都柔道整復師会品川支部と協議のうえ行うものとする。

付 則（平成27年4月1日健康推進部長決定）

この要綱は、平成27年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。